

# 令和5年度 下関市職員採用試験案内

## 機関長 機械（社会人）

受付期間 令和5年 7月 1日（土）～ 令和5年 8月10日（木）

第1次試験 令和5年 9月17日（日）

### 1 試験区分等

#### (1) 試験区分、採用予定数及び受験資格

試験区分	採用予定数	受 験 資 格
機関長	1名程度	昭和58年4月2日～平成16年4月1日生まれの者で、六級海技士（機関）以上の免許及び2級小型船舶操縦士以上の免許の両方の免許を取得している者（来春取得見込みを含む。）
機械（社会人）	1名程度	昭和56年4月2日～平成元年4月1日生まれの者で、機械関係業務に従事（正規職員等）した職務経験を直近8年中5年以上有する者 ※職務経験の基準日は令和5年（2023年）5月31日です。 ※直近8年とは、平成27年（2015年）6月1日から令和5年（2023年）5月31日までの期間です。 ※職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した期間が該当します。 ※休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。 ※職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

#### (2) 欠格条項

次の各号の一に該当する場合は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 下関市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。

また、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

## 2 試験日時・場所及び試験の方法・内容等

### (1) 第1次試験

日時・場所	試験の方法・内容		
令和5年9月17日(日) 午前9時集合  下関市立大学 (下関市大学町二丁目1-1)	機 関 長	教養試験	高校卒業程度の一般教養についての 択一式による筆記試験  <2時間>
	機 械 ( 社 会 人 )	教養試験	一般教養についての択一試験による 筆記試験  <1時間15分> ※社会についての関心や基礎的・常識的な 知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力 ・論理的思考力を測定する試験です。
		専門試験	専門知識についての択一式による 筆記試験  <1時間30分>

### (2) 試験結果の通知

第1次試験の結果については、下関市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。  
 なお、合格者には文書で通知します。

### (3) 第2次試験（第1次試験合格者を対象に実施します）

日時・場所	試験の方法・内容	
第1次試験合格通知の際に お知らせします。	面 接	個別面接を行います。
	作 文	課題を与えます。  <1時間>

### 3 採用及び給与

#### (1) 合格から採用まで

最終合格者は、原則として令和6年4月1日以降に採用されます。

採用後、「機関長」は、港湾局に配属され、離島（蓋井島）航路に乗船していただく予定です。勤務形態は、**8日間のうち6日勤務**で、蓋井島航路の運航ダイヤが蓋井島発着となるため、必ず蓋井島での始業終業となります。ただし、臨時対応等により六連島航路に従事いただく場合もあり、その際は、下関漁港発着となります。

「機械（社会人）」は、市長部局、教育委員会、上下水道局等の各課及び出先機関に配属されます。

なお、入庁日までに採用要件（受験資格）を満たさない場合、採用は無効となります。

#### (2) 初任給（給料）

機関長 164,100円（20歳、2年制短大卒の場合）

機械（社会人） 246,900円（大卒、民間企業15年勤務経験の場合）

注1）初任給は、給与改定等により増減することがあります。また、各人の経歴等によって異なります。

注2）給料の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、乗船手当（「機関長」のみ）、期末・勤勉手当等が支給されます。

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

原則インターネットによる申込み（電子申請）を行ってください。

※機械（社会人）については、インターネットでの申込み後、市ホームページから「職務経歴書」をダウンロードし、必要事項を記入して、職員課に提出してください。

##### ○提出期限

令和5年8月10日（木）まで（郵送の場合、必着 ※簡易書留）

※試験実施の変更等の連絡を電子メールでお伝えできるため、できる限り電子申請を行ってください。  
手続き方法等の詳細は、下関市ホームページを確認してください。

※電子申請での申込みができない方に限り、持参又は郵送での受付も行います。下記手順で申込書を請求の上、提出してください。

##### ○申込書の請求方法

封筒の表に請求を希望する試験区分（「機関長」又は「機械（社会人）」）を赤字で記入し、140円切手を貼った宛先明記の角形2号の返信封筒を同封して、期限までに下記宛先に郵送してください。

郵送による申込書請求期限：令和5年8月3日（木）まで（必着）

※職員課へ直接受け取りに来られる場合は、受付期間の最終日の17時15分まで配布します。

##### ○申込書の請求及び提出先

〒750-8521 下関市南部町1-1 下関市 総務部 職員課 宛  
(市役所本庁舎東棟4階)

##### ○提出する書類

①下関市職員採用試験申込書

②職務経歴書（機械（社会人）のみ）

※必要事項を記入し、切手及び写真を貼付のうえ、提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と赤字で記入し、簡易書留で送付してください。

##### ○受験票の送付

受験申込者には、第1次試験日の10日前ごろに受験票を送付します。

試験直前になっても受験票が届かない場合は、職員課に問い合わせてください。

## (2) 受付期間

令和5年7月1日(土)から令和5年8月10日(木)まで (必着)

## (3) 他の職種との併願について

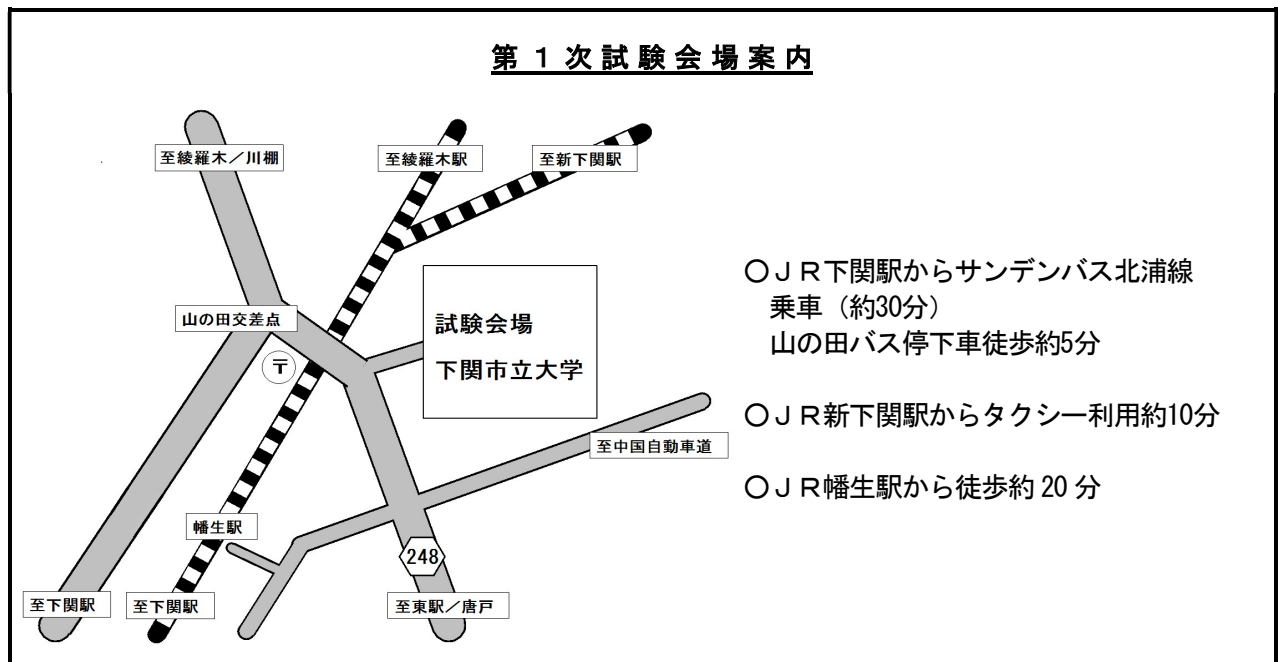
同一日程で実施される、下関市職員採用試験の他の試験区分との併願はできません。

## 5 試験結果の提供

採用試験の結果については、口頭による提供の申出をすることができます。

申出ができるのは本人に限られます。電話等での申出では提供できませんので、受験者本人が受験票と本人であることが証明できる書類(運転免許証など)を持参のうえ、職員課へ直接おいでください。

試験	提供の申出ができる者	提供内容	提供期間
第1次試験	受験者本人	第1次試験の科目別得点 及び順位	合格発表日(※)から 令和6年3月31日まで
第2次試験		第2次試験の総合得点 及び順位	※第1次試験の合格者への提供は、第2次 試験の合格発表日以降になります。



## 下関市 総務部 職員課

〒750-8521 下関市南部町1-1 (市役所本庁舎東棟4階)

電話 (083) 231-1140

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>